

表5.2 特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種 類		性 状 及 び 具 体 例						
廃 油		揮発油類、灯油類、軽油類で引火点70 未満のもの						
廃 酸		pH2.0以下の酸性廃液						
廃 アルカリ		pH12.5以上のアルカリ性廃液						
感染性産業廃棄物		感染のおそれのある産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず他）						
特 定	廃 P C B 等	廃 P C B、P C B を含む廃油						
	P C B 汚染物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙くず（P C B が塗布され、又は染み込んだもの）</li> <li>・木くず（P C B が染み込んだもの）</li> <li>・繊維くず（P C B が染み込んだもの）</li> <li>・廃プラスチック類（P C B が付着し、又は封入されたもの）</li> <li>・金属くず（P C B が付着し、又は封入されたもの）</li> <li>・陶磁器くず（P C B が付着したもの）</li> </ul>						
	P C B 処理物	廃 P C B 等又は P C B 汚染物を処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しないもの						
	廃石綿等（飛散性のあるもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿建材除去事業により除去された石綿及び特定粉じん施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの</li> <li>・石綿建材除去事業により除去された石綿含有の保温材類</li> <li>・石綿建材除去事業、特定粉じん施設又は集じん施設で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類</li> </ul>						
	そ の 他	特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質を基準値を超えて含むもの						
有 害 産 業 廃 棄 物	政令に定める有害物質の基準（単位：mg/l）							
		金属等の名称	判定基準値			金属等の名称	判定基準値	
			廃酸・廃アルカリ （含有試験）	汚 泥 等 （溶出試験）			廃酸・廃アルカリ （含有試験）	汚 泥 等 （溶出試験）
	1	アルキル水銀化合物	不 検 出		12	四塩化炭素	0.2	0.02
		水銀又はその化合物	0.05	0.005	13	1,2-ジクロロエタン	0.4	0.04
	2	カドミウム又はその化合物	1	0.3	14	1,1-ジクロロエチレン	2	0.2
	3	鉛又はその化合物	1	0.3	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	4	0.4
	4	有機 <sup>りん</sup> 化合物	1	1	16	1,1,1-トリクロロエタン	30	3
	5	六価 <sup>ろく</sup> クロム化合物	5	1.5	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.6	0.06
	6	砒 <sup>び</sup> 素又はその化合物	1	0.3	18	1,3-ジクロロプロペン	0.2	0.02
	7	シアン化合物	1	1	19	チウラム	0.6	0.06
	8	P C B	0.03	0.003	20	シマジン	0.3	0.03
	9	トリクロロエチレン	3	0.3	21	チオベンカルブ	2	0.2
	10	テトラクロロエチレン	1	0.1	22	ベンゼン	1	0.1
11	ジクロロメタン	2	0.2	23	セレン又はその化合物	1	0.3	
				24	ダイオキシン類	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng/g		
<p>注) 判定の必要のある産業廃棄物は政令別表による。          検定方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）」による。          不検出とは、当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。          ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下、「特措法」という）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。          上表「24ダイオキシン類」の判定基準値については、平成12年厚生省令第1号及び2号の施行日（平成12年1月15日）において既に設置されている廃棄物焼却炉である特定施設（特措法第2条第2項）から排出される「ばいじん等」（集じん機によって集められたばいじん、焼却灰その他の燃え殻）、「汚泥等」（汚泥、ばいじん、燃え殻又は汚泥を処分するために処理したもの）の場合、施行日から平成14年11月30日までの間は適用を受けなかった。また、この場合のばいじん等及び汚泥等を、同省令の経過措置に掲げる方法により処分する場合も、同様に適用を受けなかった。</p>								